

お歳暮の贈答費用

Q :お歳暮の季節になるといつも思うのですが、交際費にならない贈答費用ってないのですか？

A :一定の物品の贈答は、交際費には該当しないことになっています。

【解説】

交際費とは、法人がその得意先、仕入先その他事業に係るのある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。

したがって、この交際費の代表ともいえる中元や歳暮の贈答費用は、当然ながら、その費用は、原則、交際費に該当し、その費用は次のように損金算入限度額までしか損金に算入することができません。

(損金算入限度額)

- ・ 期末資本金1億円以下の会社
年400万円と支出交際費等の金額のいずれか少ない金額の90%相当額
- ・ 期末資本金1億円超の会社
ゼロ(全額損金不算入)

ところで、カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用は、得意先等に対する盆暮れに行う贈答品ですが、①広告宣伝的な要素を含んでいること、②習慣として行われるものであること、③金額が少額であることなどから、これらに要する費用は、交際費に含めなくてよく、広告宣伝費として取り扱うことができることになっています。

一度検討されてはいかがでしょうか。

